

じん肺管理区分決定の申請（随時申請）について

随時申請とは

じん肺法第15条の規定に基づく申請で、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であった者は、いつでも、じん肺健康診断を受けて、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる制度です。

じん肺管理区分決定の申請（随時申請）には、下記の書類が必要です。（平成27年5月1日改定）

記

- じん肺管理区分決定申請書（様式第6号）

- じん肺健康診断結果証明書（様式第3号）

（病院、診療所、検診機関等の医療機関でじん肺健康診断を実施した際、診察した医師により記載してもらうものです。）

健診項目等

1. 粉じん作業についての職歴調査
2. エックス線写真撮影（直接撮影、胸部全域）
3. 胸部臨床検査、肺機能検査（胸部エックス写真でじん肺の所見が無い者、胸部エックス線写真の像がPR4（C）及び合併症のある者は除かれます。）

- エックス線等写真

（直接撮影による胸部全域のエックス線写真）

注：静岡労働局では現在、CT写真等を収録したCD-R等の電子媒体によるものの申請の受け付けはできませんので、必ずレントゲン写真での提出をお願いします。

離職者の方は以下の書類も必要になります。

- 添付様式第1号「従事歴申告書（じん肺管理区分決定申請書用）」

（申請者自身が学校卒業から現在までの職歴を記入する。）

じん肺管理区分決定申請書（様式第6号）に**事業者証明が得られない場合は**、次のもの

- 添付様式第2号「従事歴証明書（同僚記載用）」

注：当該業務に同時期に従事していた者1名以上が記載したもの

以上の書類を各1部ずつ静岡労働局あて送付してください。

お問い合わせ先

静岡労働局労働基準部 健康安全課 衛生担当
〒420-8639
静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階
TEL 054-254-6314

【改定内容】

申請者の負担軽減を図るため、添付様式第2号「従事歴証明書（事業者記載用）」を廃止し、添付様式第3号「従事歴証明書（同僚記載用）」を添付様式第2号とするとともに、当該様式について2名以上としていたものを1名以上としました。